

会費徴収規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本理学療法士協会（以下、「本会」という。）定款第7条、定款細則Ⅱに規定する会費及び定款細則Ⅰ7に規定する会費減免措置、並びに都道府県理学療法士会会費の徴収に関して必要事項を定め、本会及び都道府県理学療法士会の相互理解・協力のもと円滑な運営に資することを目的とする。

(再入会時の入会金)

第2条 自ら退会手続きをした者が再入会する場合は、定款細則Ⅱ会費に関する項の2に関わらず、入会金を免除する。

(会費納入義務の発生)

第3条 4月2日時点において在籍を予定している正会員及び賛助会員は、前年度の3月31日までに会費を納入しなければならない。

- 2 休会している会員は、会費納入義務を負わない。
- 3 復会者は、手続きを済ませた日の存する年度から会費納入義務が発生する。
- 4 入会希望者は、初年度会費を納めた時点で入会届が受理される。

(会費の納入方法)

第4条 会費は、定款第36条に定める年度毎に以下の方法により全額を一括納入する。なお、会費の日割り、月割りは行わない。

- (1) 正会員は、本会が指定するカードもしくは口座自動引き落としで納入することを原則とする。特にやむを得ない事情がある場合は、本会事務局まで申し出ることとする。
 - (2) 賛助会員は、振込による納入を原則とする。
 - (3) 入会希望者の入会金及び初年度会費の納入は、本会の指定する方法によるものとする。
- 2 特例である現金振込による場合は、本会が指定する用紙をもって納入する。用紙の発行、会費の徴収にあたってはその業務を外部業者へ委託することができる。

(手数料の負担)

第5条 本会指定のカード及び口座の自動引き落としによる会費納入に伴う手数料は、本会がこれを負担する。

- 2 正会員及び入会希望者が特例である振込により納入するときは、その費用として1回につき450円（消費税別）を負担するものとする。
- 3 賛助会員は、会費振込の費用を負担するものとする。

(会費減免)

第6条 以下に該当する者については、会費の額を減じ、又は免除する。

- (1) 4月2日現在、満65歳以上かつ会員歴25年以上の正会員については、当該年度の会費を2,000円とする。なお、会員歴には、休会期間を問わない。
 - (2) 育児休業中の正会員は、当該児の育児休業に関して1回に限り、年会費を2,000円とする。なお、育児休業期間の長短を問わず、多胎で育児休業期間が同一の場合の減額は1回とする。
 - (3) 名誉会員規程で定める名誉会員は、会費を免除する。
 - (4) 4月2日現在、海外に在住する会員については、申請により当該年度の年会費を2,000円とする。
 - (5) 理事会が認定した大規模災害等で被災した会員
- 2 会費の減免は申請を原則とする。
 - 3 第1項各号に定める会費の減免は、本会年会費や研修会参加費等の未納など、本会に対して何らかの未払い金がある会員には適用しない。

(会費未納者の権利の制限)

第7条 会費未納者に対しては、会員の権利を制限することができる。

- 2 前項の会費未納者とは、定款細則Ⅱ4に定める期日までに会費を納入していない者をいう。
- 3 第1項の会員の権利とは、理学療法学及びニュースの送付、選挙、学会及び研修会への参加等をいう。
- 4 第1項に定める権利の制限を行った場合、会費納入後の権利の遡及を行わない。

(会費未納退会者の再入会)

第8条 会費未納による退会者の再入会に際しては、入会金、当該年度会費に加えて、未納会費に相当する額を納入しなければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めのない事項については、事務長の定めるところによる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

1. この規程は、平成 25 年 2 月 2 日から施行する。
2. この規程は、平成 27 年 2 月 8 日から一部改正し、施行する。

附則

1. この規程は、職名変更、会費減免等を改正し、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附則

1. この規程は、再入会時の入会金、会費債務発生日等を改正し、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。なお、第 3 条第 1 項の施行のみ平成 30 年 1 月 1 日とする。

附則

- 1 この規程は、再入会時の入会金免除対象を改正し、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附則

- 1 この規程は、会費減免に関する規定を一部変更し、令和 2 年 10 月 12 日より施行し、令和 3 年度会費から適用する。